

既存住宅流通活性化等事業に係る事務事業を実施する者の公募についての公示

平成22年4月1日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、既存住宅流通活性化等事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

※この公募は、「既存住宅流通活性化等事業」を実施する者の公募ではありません。国土交通省が採択した「既存住宅流通活性化等事業」の採択案件及び補助額等に従って交付申請、交付決定等の事務を実施していただく事業者を公募するものです。

1. 事業概要

(1) 事業名

既存住宅流通活性化等事業に関する事務を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、良質な既存住宅の流通に資する事業を実施するリフォーム事業者、宅地建物取引業者等に対して、事業の実施に係る補助金の交付決定等の事業を行うことにより、「既存住宅流通活性化等事業」の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

既存住宅流通活性化等事業を実施する者に対する以下の事業を実施する。

- ① 事業の公募、周知・普及
- ② 交付申請に係る審査、交付決定
- ③ 完了報告に係る審査、額の確定
- ④ 補助金請求に係る審査、支払い
- ⑤ 問い合わせ対応
- ⑥ セキュリティ、不正対応等
- ⑦ 指導監督等

2. 事務事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、事務事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 佐々木

電話：03-5253-8111(内線39-446)、F A X：03-5253-1629

電子メール：sasaki-m2ac@mlit.go.jp

(2) 公募要領の交付期間、交付方法

① 交付期間

平成22年4月1日（木）10時00分から平成22年4月21日（水）18時00分まで

② 交付方法

(1)の担当部局において、手渡し、F A Xまたは電子メールにて交付。

公募要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、提出方法

① 提出期限

平成22年4月21日（水）18時00分まで

② 提出方法

(1)の担当部局へ、持参又は郵送（提出期限必着）

4. 事務事業者の選定

公募要領に基づき提出された提案書について書類審査等を行い、事務事業の目的に最も合致した提案書を提出した1者を採択する。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、事務事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) その他詳細は公募要領による。

以上